

請願工事申請 作成の手引

道路法第24条に関する申請書類の作成の仕方について

1. 目的と注意事項

公物である道路は、道路管理者が責任をもって全面的に管理するのが原則ですが、道路管理者以外の者でも道路に関する工事や維持を行う必要がある場合があり、このような場合は道路管理者の承認を受けて工事を行うことができます。

この手引きは、弘前国道維持出張所において、そうした請願工事申請をされる方の参考となる事を目的として作成したものです。他の国土交通省の出張所へ申請する場合は、各出張所へお問い合わせください。

また、記載内容に関しては、道路行政の執行上変更されることがあり、通路設置箇所の諸条件によっても変更の可能性があります。

なお、この文面の中で不明な点、記載されていない事項等は、弘前国道維持出張所の管理第三係までお問い合わせください。また、来所される場合は、事前にご連絡をお願いいたします。

その他注意事項として以下のとおりです。

- ・ 申請を出張所で受け付けてから3週間程度、審査に時間がかかります。
- ・ 出張所の書類受付前の相談・打ち合わせ、書類提出後の資料の補正等に要した日数は3週間の期間には含まれません。
- ・ 工事開始は、この申請が承認され、承認書が届いてからとなります。
- ・ 通路設置の際は、最寄りの警察署にもあらかじめ相談するようにしてください。
- ・ 道路の損傷を防止するために必要な、砂利又は土砂の局部的補充やその他道路の構造に影響を与えない道路の維持については承認を必要としませんが、念のためご相談ください。
- ・ 承認工事に要する費用は、承認を受けた方が負担するものです。
- ・ 承認工事によって道路敷地内に設けられる工作物や施設等は、基本的には工事完成後道路管理者へ引き継がれ、国に帰属するものとなります。

但し、一部の工作物等については、申請者に管理していただくものもあります。

2. 提出書類

(1) 道路工事施行承認申請書

所定の様式は、弘前国道維持出張所ホームページに掲載していますので、そちらをご使用ください。

但し、マイクロソフトエクセルで作成することを前提としています。

下記のURLを直接入力しますと、申請書を掲載してあるページが表示されます。

<http://www1a.thr.mlit.go.jp/Bumon/J72101/homepage/syutu/hirokoku/sinseisyo.html>

申請書は4枚綴りで、1枚目のみに押印と必要事項の記入が必要です。2枚目以降には押印は不要です。4枚綴り1部を提出してください。

なお、インターネットの環境が整っていない方は、管理第三係に申し出てください。

(2) 添付書類及び図面等

別紙－1「請願工事申請 提出書類一覧」を参照し、前述の「道路工事施行承認申請書」と合わせて提出してください。詳しい記載事項については以下を参照してください。

別紙－1の「数量計算書」について、差し支えなければ金額も記入してください。

A) 位置図(5万分の1以上)

申請箇所が判別できるよう、赤色で「工事申請箇所」等と記入してください。

なお、地図に記載されていない新設バイパス等については、そのルートを書き込んでください。

B) 平面図(500分の1以上)

基本的には現況平面図を左に、計画平面図を右に配置してください。

また、国道の起点側を左にしてください。

現況及び計画平面図には次の事項を記載してください。

- ・ 方位、方向
- ・ 国道中心線
- ・ 現状地形、地物(隣接地の建物等を含む周囲の状況)及び、工事計画内容・設計値
- ・ 官民境界杭、境界線及び境界の測定値
- ・ 側溝、管渠、擁壁等構造物の現況(流水方向等を含む)及び計画・設計値
- ・ 地点標及び測点等

施工箇所は淡赤色で塗色してください。(以降の各図面も同様です。)

C) 横断図(100分の1以上)

基本的には横断図は、国道の起点側から見た断面としてください。

横断図は、測点ごと又は地点の変化点ごとに作成してください。

但し、小規模の工事については、通路部分とその他の部分の2箇所でも可。

横断図は、少なくとも国道中心線から工事に関連する国道区域外まで記入してください。

横断図には、次の事項を記載してください。

- ・ 官民境界杭、境界線並びに国道中心線から官民境界杭及び境界線までの測定値
- ・ 現況横断構成及び工事計画内容並びにその測定値及び設計値
- ・ 国道横断勾配、通路縦断勾配及び排水施設底盤値等
- ・ その他工事施工上必要と認められるもの

D) 縦断図(100分の1~1,000分の1)

縦断図には、平面図との関連を明らかにした測点、単距離、追加距離、路面高、現況及び計画水路高、横断構造物、勾配等を記入してください。

小規模の工事で他の関係図面により上記の事項が把握できるものは、縦断図を省略することができます。

官民境界に沿って側溝を入れる場合には、その側溝の縦断図も付けてください。

E) 構造図(50分の1以上)

道路区域に設置する構造物(側溝、管渠、集水柵若しくは擁壁等)及び舗装構成について作成してください。

F) 土地利用計画図(500分の1以上)

建物配置図は、通路の位置図及び国道区域外における建物の配置や駐車場の配置状況等を表示してください。

民地内における雨水等の処理について、国道に流入しないことが分かるよう図示してください。

土地利用計画図は、計画平面図に兼ねることができます。

G) 施工面積計算書(500分の1以上)

施工面積は、道路区域内の工事施行範囲について表示してください。

面積の算出方法は、三斜法等によるものとします。小数点以下の端数は、四捨五入して、平方メートル単位の整数で表示してください。

H) 附近見取図(任意)

位置図や平面図によっても申請箇所が判別しがたい場合に作成してください。

附近見取図は、申請箇所を附近の道路構造物、又は店舗あるいは国県市町村道の交差点等からの距離を表示してください。

I) 念書・誓約書

当該工事箇所に、4車線化事業等による中央分離帯設置又は側道を設置する将来計画がある場合には、別紙-2-2、それ以外の場合は別紙-2-1を提出して下さい。

(3) 別紙-1に記載されている書類の他、必要な場合には次に掲げるものを提出してください。

- ・ 交通処理計画書 ... 通路の設置に伴い、一般交通に支障が生ずるおそれがあると思料される場合は、必要な施設対策を検討するため、交通処理計画書(敷地、店舗等面積、予想される車両交通量、ピーク時交通量及び交通量等記載したもの。)
- ・ 土量計算書 ... 切土工が100m³以上ある場合は、原則として付けてください。
その際の断面積は少なくとも小数点以下第1位まで算出し、土量は立法メートル単位の整数にて表示してください。
- ・ 同意書等 ... 第三者と利害関係が生じるもの等については関係人の同意書や、他の法令による許可等を必要とする場合には所管行政庁の許可書等の写し等、以下を参考として添付してください。
都市計画法等、他の法令の規定に基づく許可等を必要とする場合には、その許可を受けた書面の写しが必要です。
通路が隣接の境界より5m以内に設置する場合は、隣地の所有者の同意書が必要です。
工事に伴い、農道や水路等の現況を変更する場合等、第三者との利害関係が生ずる場合は、関係者の承諾した文章の写しが必要です。
土地の種別を農地から宅地に変更する際等には、その許可書等の写しが必要です。
前述の他、出張所で必要とする書類。
用紙は別紙-4~5及び14を参照して作成してください。

3. 承認基準について

一般的な審査の基準としては、東北地方整備局及び青森河川国道事務所で定めている設計マニュアル等と、土木工事標準設計図集及び土木構造物標準設計等となります。

その他、車両出入口については以下の基準を満たしてください。

(1) 通路の定義について

ここで「通路」というのは、沿道から国道への通行のために設置する出入口をいいます。

(2) 通路の箇所等について

1) 通路は、原則として出入する対象施設について1箇所とします。

但し、出入口を分離する必要がある施設等、特別な事情がある場合及び特に大型の貨物自動車の出入りする場合は、2箇所まで可能です。

2) 通路は、原則として次に掲げる箇所には設置しないでください。

a 横断歩道(自転車横断帯を含む。)の中及び前後5m以内の部分。

なお、当該箇所に停止線がある場合は、当該停止線から5m以内。

b トンネル等の前後各50m以内の部分。

c バス停留所や路面電車の停留所の中。

但し、停留所を表示する標柱又は表示板のみの場合は、その位置から各10m以内の部分。

d 地下道や地下鉄等の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分。

e 交差点(総幅員7m以上の道路が交差するものをいう。停止線も含む。)の中及び交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分。

但し、T字型交差点のつきあたりの部分は除く。

f バス停車帯の部分。

但し、他の通路を設置できる箇所が無く、バス会社と警察署から了承を得ればこの限りではありません。

g 橋の部分。

h 横断防止柵、ガードレール及び駒止めの設置されている部分。

但し、交通安全上特に支障がないと道路管理者が認める区間は除く。

i 交通信号機等の占用物件や道路照明灯等の道路附属物の移転を必要とする箇所。

但し、道路管理者及び占有者が移転を認め、申請者が移設をする場合は除く。

j 消防車の出入口や消防用機材置場等の付近は、その消防署と相談してください。

基本的には5m以内には設置しないでください。

) 自家用車等が出入りする通路、その他自動車の出入り回数が少ない場合等、交通安全上特に支障がないと道路管理者が認めらるものであれば、bからd及びfはこの限りではありません。

また、但し書きについては、基本的に所轄警察署にあらかじめご相談ください。

3) 民地側に車庫若しくはその他自動車を保管する場所がなければなりません。

4) 交差道路と隣接する場合は、交差道路との間に、原則として2mの間隔をとらなければなりません。

5) 官民境界沿いに側溝がある場合には、道路管理者の指定する側溝蓋を設置してください。

6) 通路口以外の場所から自動車の出入りするおそれのある場合は、駒止め等を設置して通路口以外からの出入りが出来ないようにしてください。

7) 隣接する民地との境から5m以上離して設置してください。

但し、その隣接する土地の所有者から承諾を得た場合はその限りではありません。

8) 民地側に降った雨水や生活排水等は、道路の路面排水施設には流入させないでください。

(3) 通路の構造について

1) 通路の分類

通路の種類は、申請目的により通行の可能性のある自動車の種類を判断し別表-1を適用します。

なお、自動車の種別は、道路構造令第4条第2項の分類による。

【参考】 道路構造令第4条第2項

設計車両	諸元	長さ	幅	高さ	前 端 オーバ-ハング	軸 距	後 端 オーバ-ハング	最 小 回転半径
小型自動車		4.7	1.7	2.0	0.8	2.7	1.2	6.0
小型自動車等		6.0	2.0	2.8	1.0	3.7	1.3	7.0
普通自動車		12.0	2.5	3.8	1.5	6.5	4.0	12.0
セミトレーラ連結車		16.5	2.5	3.8	1. 3	前軸距4.0 後軸距9.0	2.2	12.0

1. 前端オーバーハング ... 車体の前面から前輪の車軸の中心までの距離をいう。
2. 軸距 ... 前輪の車軸の中心から後輪の車軸の中心までの距離をいう。
3. 後端オーバーハング ... 後輪の車軸の中心から車体の後面までの距離をいう。

【別表-1】 通路規格表

形 式	利 用 形 態	幅 (m)	
		A 型	B 型
1 種	大型及び中型貨物自動車等 (重量6.5tを超えるか長さ8m以上程度の車両)	12.0	8.0
	大型トラック、トレーラー、普通乗用車(トラック含む)等の出入りするガソリンスタンド、工場、大型店舗、ドライブイン、駐車場及び倉庫等の通路又は、現実にそれらの車両が出入りしている通路があるところ。		
2 種	普通貨物自動車等 (重量6.5t以下若しくは長さ8m未満程度の車両)	8.0	7.0
	普通乗用車(トラック含む)等の出入りする通路又は、現実にそれらの車両が出入りしている通路があるところで1種通路以外のところ。		
3 種	乗用、小型貨物自動車	4.0	-
	普通乗用車、小型貨物自動車程度のみが出入りする通路又は、現実にそれらの車両が出入りしている通路。		

(注) 取付方法については別図-1を標準とし、特殊な箇所については別途考慮することができます。

出入りする車種の最大のものを適用してください。

車種はいずれも単車の場合です。トレーラー又は特殊な車両が出入りする箇所は、別途考慮することができます。

通路幅の数値は、A型・B型いずれも通路方向に対して垂直方向の長さとしします。

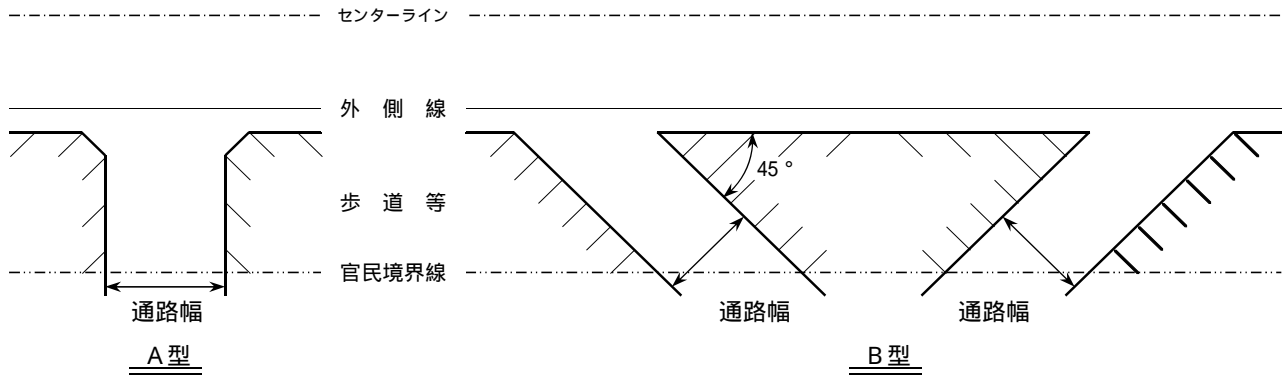
申請者の都合により、通路幅は表の値より縮小することができます。

一方通行、中央分離帯設置区間及びそれらの設置計画のある区間で、通路を2箇所設ける必要がある場合は、B型となります。

2) 通路の形状について

通路の形状は、別図-1のA型及びB型の2種類とします。

【別図－1】



- 3) 通路の舗装構成等については、別表－2を適用します。
 なお、通路部は国道本線の舗装に係わらず、アスファルト舗装を原則とします。

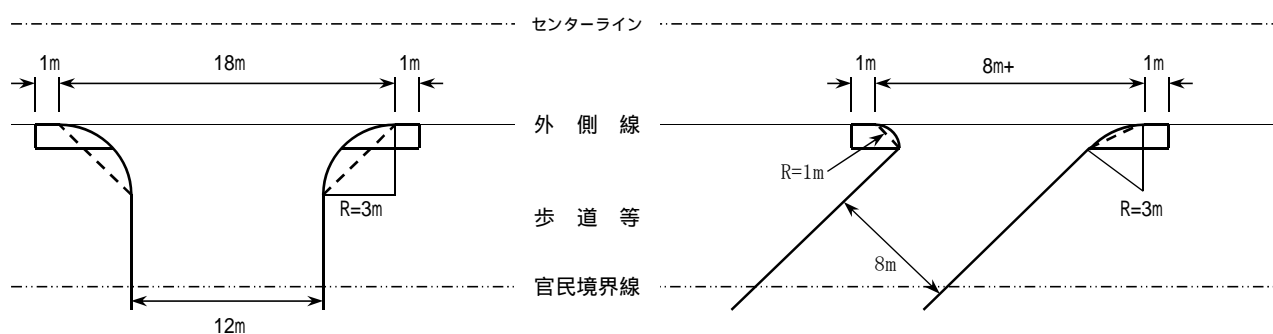
【別表－2】 車両乗入れ部の舗装構成

舗装種類	構造	第1種通路	第2種通路	第3種通路
アスファルト舗装	表層(細粒度アスコン13)	5cm	5cm	5cm
	基層(粗粒度アスコン20)	10	5	
	下層路盤(クラッシャーラン40mm以下)	30	25	25
コンクリート舗装	コンクリート21 ($28 = 21 \text{ N / mm}^2$)	2 5	2 0	15
	下層路盤(クラッシャーラン40mm以下)	25	20	10
特殊舗装等	インターロッキングブロック等	8	8	8
	コンクリート	17	12	7
	下層路盤(クラッシャーラン40mm以下)	25	20	10

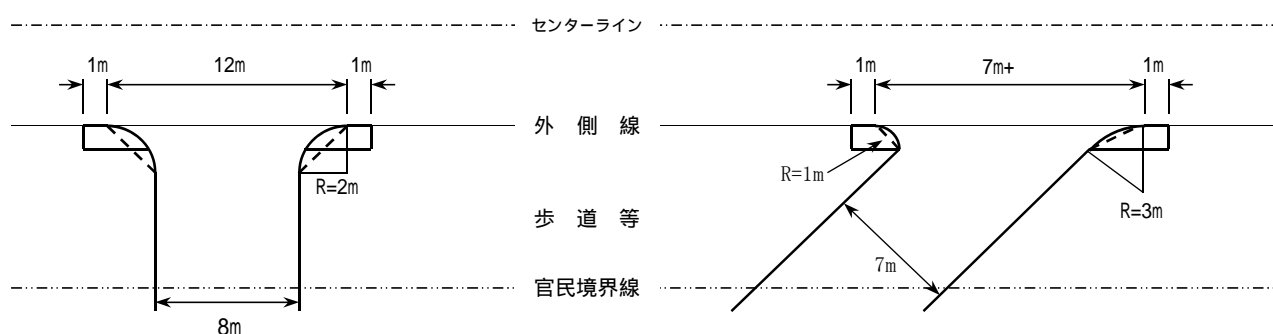
(注) 舗装厚は出入りする車種の最大のものを適用する。
 舗装については、舗装設計施工指針によるものとし、コンクリート舗装に用いる生コンクリートは、呼び強度(設計基準強度) $28 = 21 \text{ N / mm}^2$ 以上とする。
 特殊舗装の場合は、インターロッキングブロック等の厚さとコンクリートの厚さを合算して、別表－2のコンクリート舗装の場合の厚さを確保することを基本とする。
 路床土は、良質土を用いることとする。
 路盤材料は、クラッシャーランを用いるものとする。
 申請者の都合により乗り入れ幅を縮小する場合においても、舗装厚は減じないものとする。
 別表－2は、申請者自ら施工する場合であり、道路管理者の工事との同時施工により道路管理者が施工する場合の舗装の種別については、別途考慮できるものとする。

- 4) すみ切りについて
 すみ切りは、次に掲げる図の直線(点線)又は曲線で施工できます。

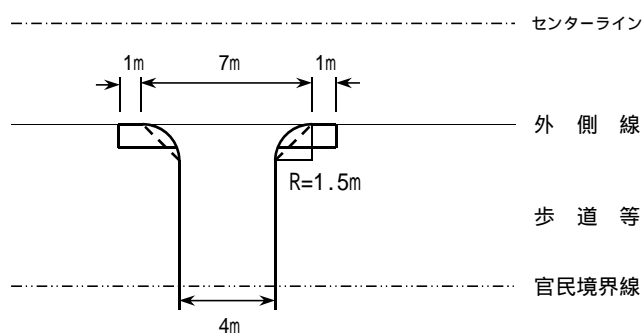
【別図－２の１】 １種通路



【別図－２の２】 ２種通路



【別図－２の３】 ３種通路



外側線から官民境界線までの延長が足りず、別図－２の１～３のとおり確保できない場合には、官民境界線から当該長さによって半径を決める方法と、４５度ですりつける方法があります。ご相談ください。

国道車道端と通路舗装のすみ切り線が接する位置には、１ｍ以上の保護路肩を施工してください。

なお、車道端と通路すみ切り線が接する位置に、歩車道境界ブロック等が設置されており、車両が物理的に通行できない構造となっている場合は、保護路肩を施工しないことができます。

5) 縦断勾配について

民地から道路に流入する車両等が、安全に一旦停止することができるように、歩道路肩から下記に示す区間においては、縦断勾配が±2.5%以内の部分の設けるようにしてください。

但し、歩道切り下げの場合は該当しません。

- ・ 1種通路 ... 10m
- ・ 2種通路 ... 5m
- ・ 3種通路 ... 3m

歩道がある場合、歩道の横断勾配は2%以内としてください。

6) 視距について

出口における見通し距離は、車道に出るため一旦停止し、国道の交通状況を確認する位置において、道路構造令でいう視距が確保できることとします。

【参考】 道路構造令第19条による視距

設計速度	120	100	80	60	50	40	30	20
視 距	210	160	110	75	55	40	30	20

設計速度の単位 ... 1時間につきキロメートル

視距の単位 ... メートル

7) 歩道乗入れについて

車道から歩道への乗り入れ部分の標準的な構造は、次のとおりとします。

一般事項

- ・ 歩車道境界ブロックの段差は5cmを標準とする。
- ・ マウンドアップ方式(車道面より歩道面が高いもの)の歩道に通路を取り付ける場合は、車いす使用者等の安全な通行を考慮して、原則として1m以上の平坦部分を設けるものとする。
- ・ 当該平坦部分には、道路標識その他の路上施設又は電柱その他の道路占用物件は、原則として設けないこととする。
- ・ 歩道の幅員が十分確保される場合には、車いす利用者の円滑なすれ違いを考慮して、当該平坦部分を2m以上確保するように努めるものとする。

植樹帯がなく、歩道内においてすりつけを行う構造

- －1 歩道面と車道面との高低差が15cm以下の場合、**別図－3(1)**を参照。

すりつけ部の長さ(縁石を含むすりつけ部の横断方向の長さを指す。以下同じ。)は、歩道の高さが15cmの場合、道路の横断方向に75cmとすることを標準とする。

歩道の高さが15cm未満の場合には、すりつけ部の横断勾配(すりつけ部のうち縁石を除いた部分の横断勾配を指す。以下同じ。)を、前述の標準の場合と同じとし、すりつけ部の長さを縮小することができる。

但し、使用する縁石の幅が**参考図(a)**に示す縁石の幅を超える場合は、－2による。

- 2 歩道面と車道面との高低差が15cmを超える場合及び、 - 1によらない場合、別図-3(2)を参照。

すりつけ部の横断勾配を15%以下(但し、特殊縁石(参考図(b))に示す形状と同一の縁石。以下同じ。)を用いる場合は10%以下。)として、1)に基づき歩道の平坦部分をできる限り広く確保してすりつけを行うものとする。

植樹帯の幅員を活用してすりつけを行う構造については、別図-3(3)を参照。

植樹帯等(路上施設帯を含む。)がある場合には、当該歩道の連続的な平坦性を確保するため、当該植樹帯等の幅員内ですりつけを行い、歩道の幅員内には、すりつけのための縦断勾配、横断勾配又は段差を設けないものとする。

すりつけ部の横断勾配は15%以下とする。但し、特殊縁石を用いる場合には10%以下とし、すりつけ延長を調整できる。

なお、これによりがたい場合は、に準じてすりつけを行うこととする。

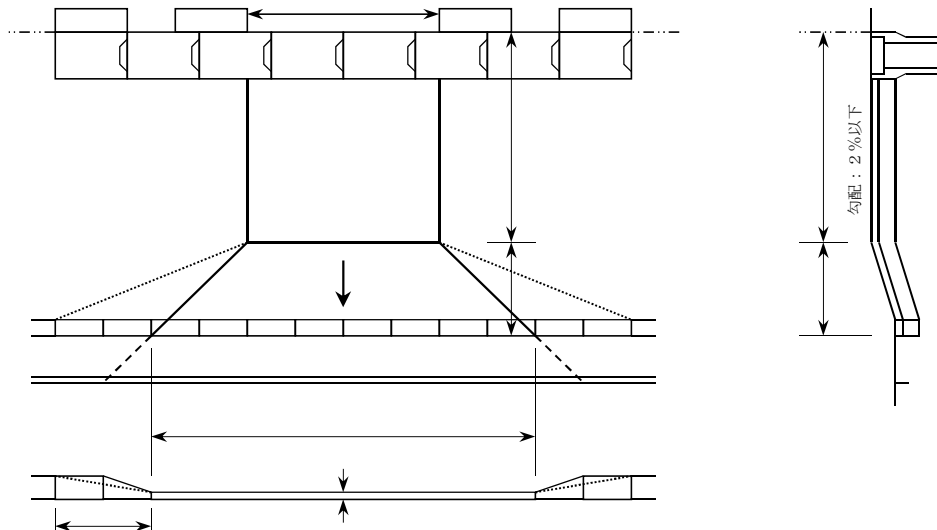
歩道の全面切下げを行う場合については、別図-3(4)を参照。

歩道の幅員が狭く又はの構造によるすりつけができない場合には、車道と歩道、歩道と民地の高低差を考慮し、車両乗り入れ部分を全面切下げて縦断勾配によるすりつけるものとする。この場合すりつけ部の縦断勾配は5%以下とする。

但し、路面凍結や積雪の状況を勘案して歩行者の安全な通行に支障をきたすおそれがある場合を除き、沿道の状況によりやむを得ない場合は8%以下とする。

歩道構造がフラット方式、及びセミフラット方式となる場合の平面形状は、【4)すみ切りについて】によるものとする。

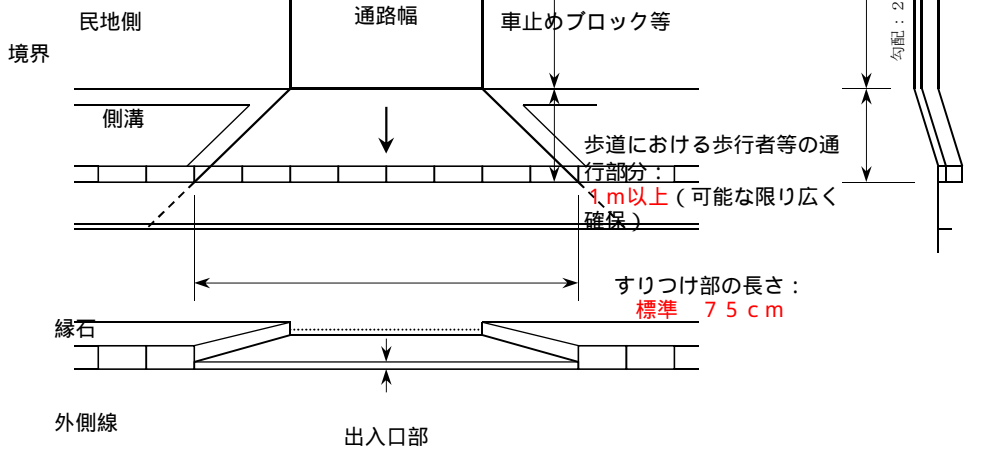
B型の場合、平面形状を除き から によること。



【別図-3】

既設のマウンドアップ形式の歩道での車両乗り入れ部の構造
歩道内においてすりつけを行う構造

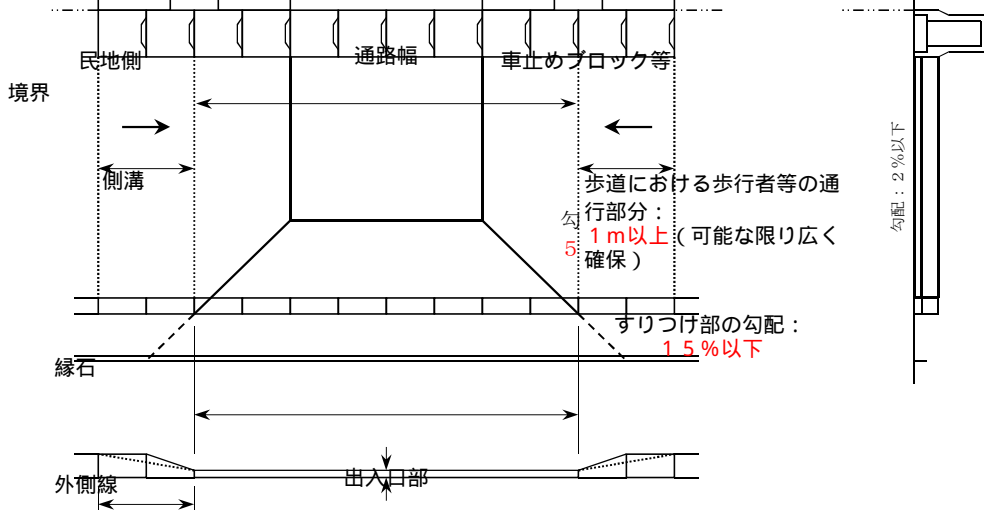
(1) 歩道面と車道面との高低差が15cm以下の場合



すりつけ勾配は、
通路の勾配に準ず
る。

- ・ 歩道幅員が十分な場合には、歩行者用平坦部は2m以上確保するように努めること。
- ・ 歩道の高さが15cm未満の時は、その高さに応じてすりつける長さを縮小することができる。

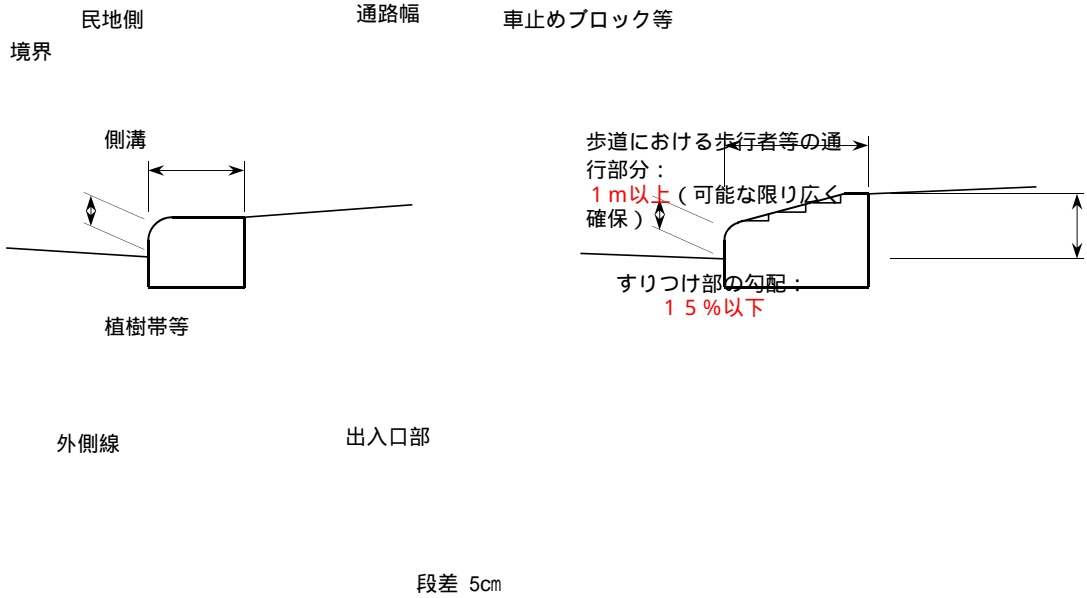
(2) 歩道面と車道面との高低差が15cmを超える等の場合



すりつけ勾配は、
通路の勾配に準ず
る。

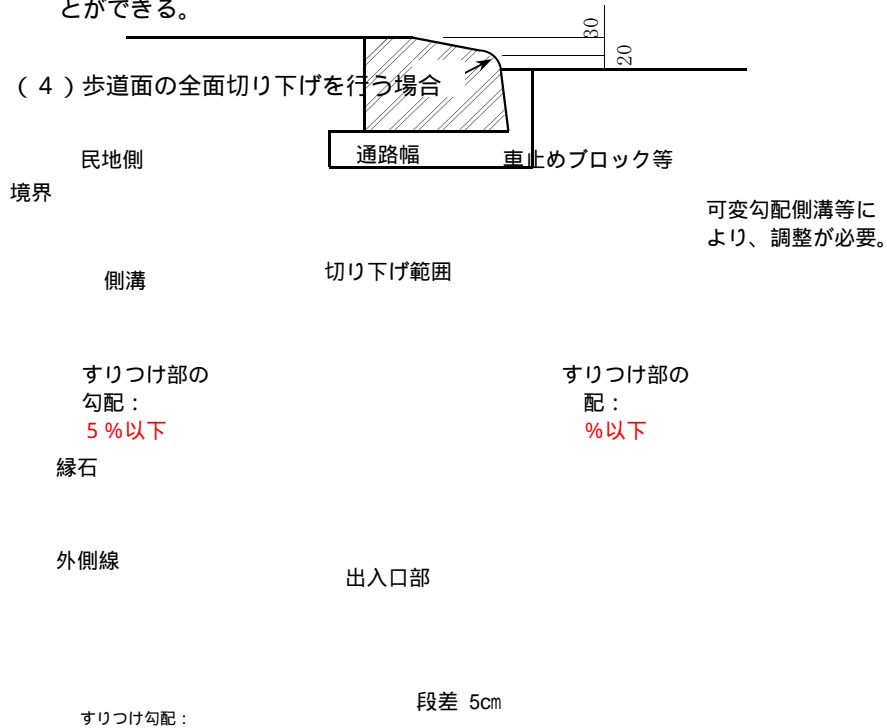
- ・ 歩道幅員が十分な場合には、歩行者用平坦部は2m以上確保するように努めること。
- ・ すりつけ部の勾配は1.5%以下とすること。(勾配算出時は縁石部を含まないこと。)
- ・ 特殊縁石を使用する時は、すりつけ部の勾配を1.0%以下とし、すりつけ部の長さを短くすることができる。

(3) 植樹帯等の幅員内ですりつけを行う場合



- ・ 歩道幅員が十分な場合には、歩行者用平坦部は2 m以上確保するように努めること。
- ・ 植樹帯の幅員内ですりつけることとし、すりつけ部の勾配は1.5%以下とすること。（勾配算出時は縁石部分を含めないこと。）
- ・ 特殊縁石を使用する時は、すりつけ部の勾配を1.0%以下とし、すりつけ部の長さを調整することができる。

(4) 歩道面の全面切り下げを行う場合

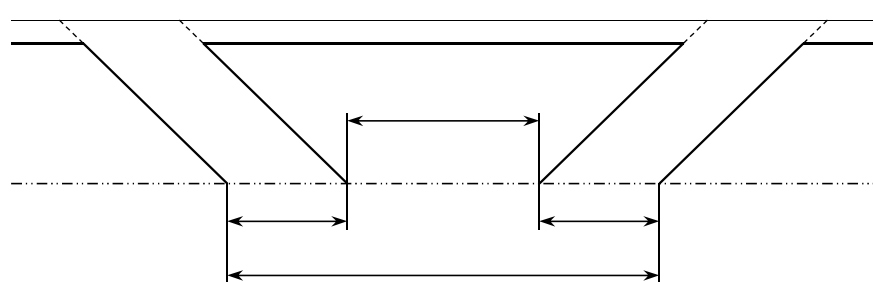
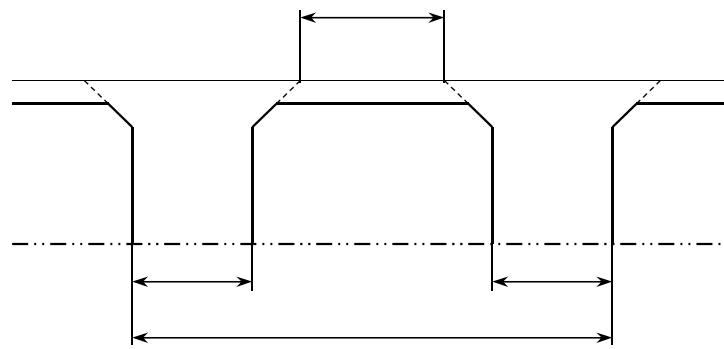
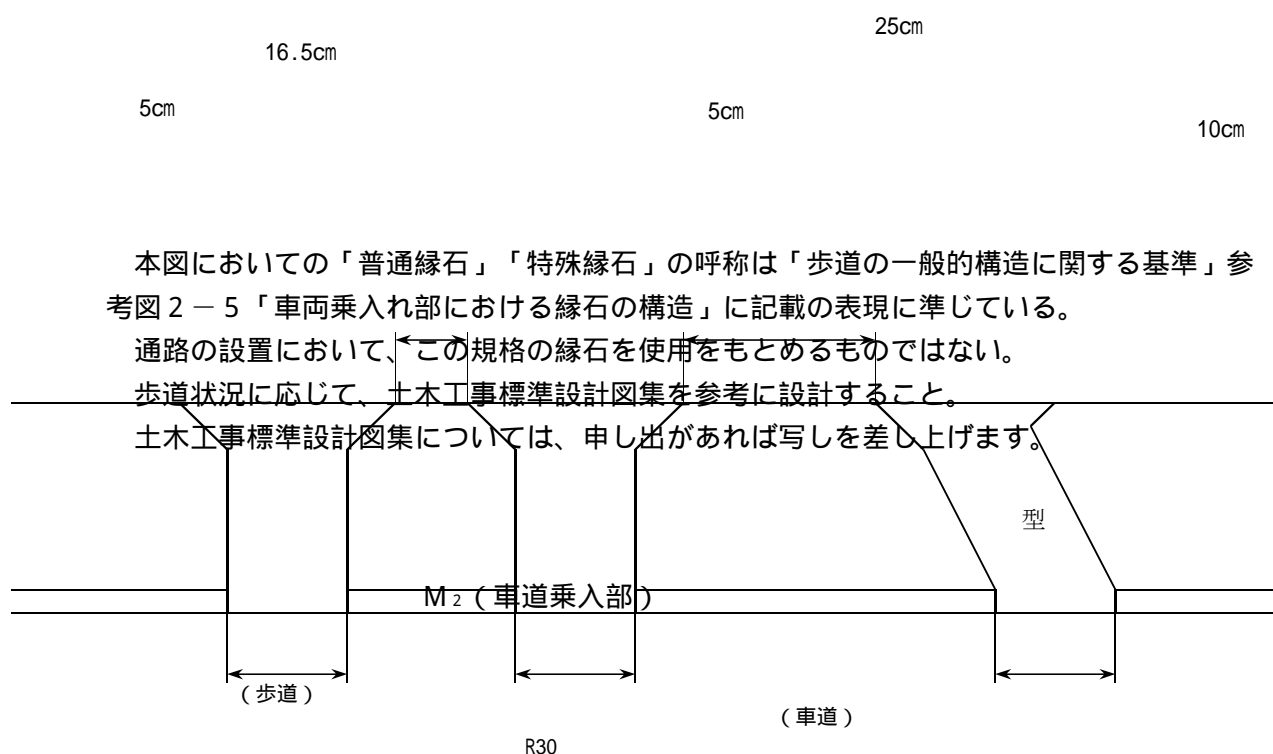


- ・ 歩道幅員が十分でない場合は、歩道全幅員の切り下げによりすりつけることができます。
- ・ すりつけ部の縦断勾配は5%以下とする。但し、路面凍結や積雪等により歩行者又は自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況によりやむを得ない場合は8%以下とする。

【参考図】 車両乗り入れ部における縁石の構造

(a) 普通縁石

(b) 特殊縁石

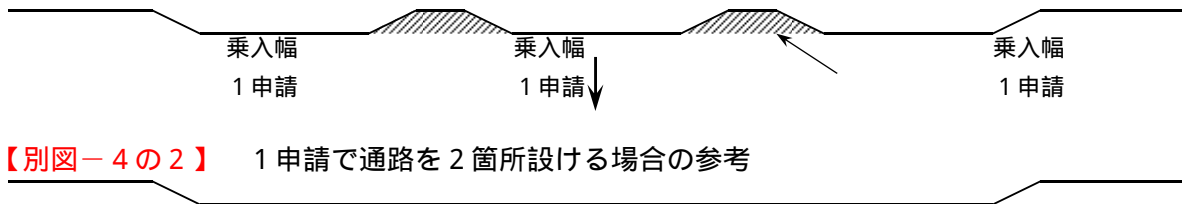
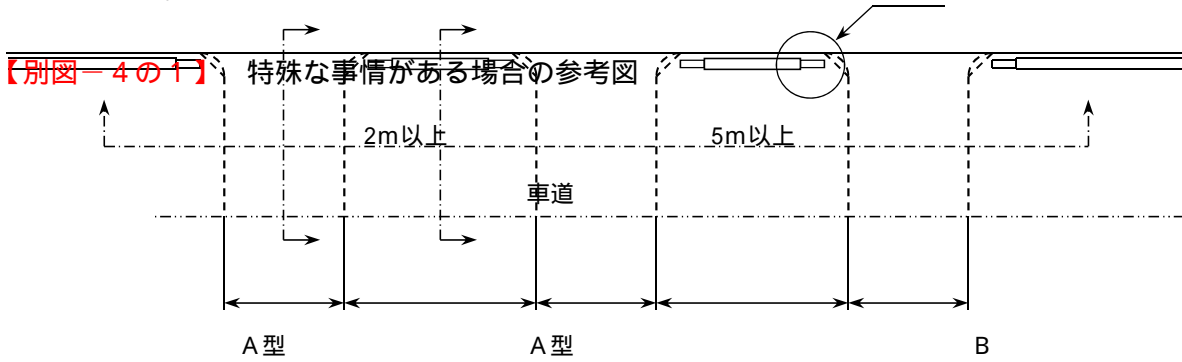


8) 通路間隔について

隣接する通路の間隔は、出入りする自動車によって、本線車両の通行に支障とならないよう、必要な長さを確保してください。

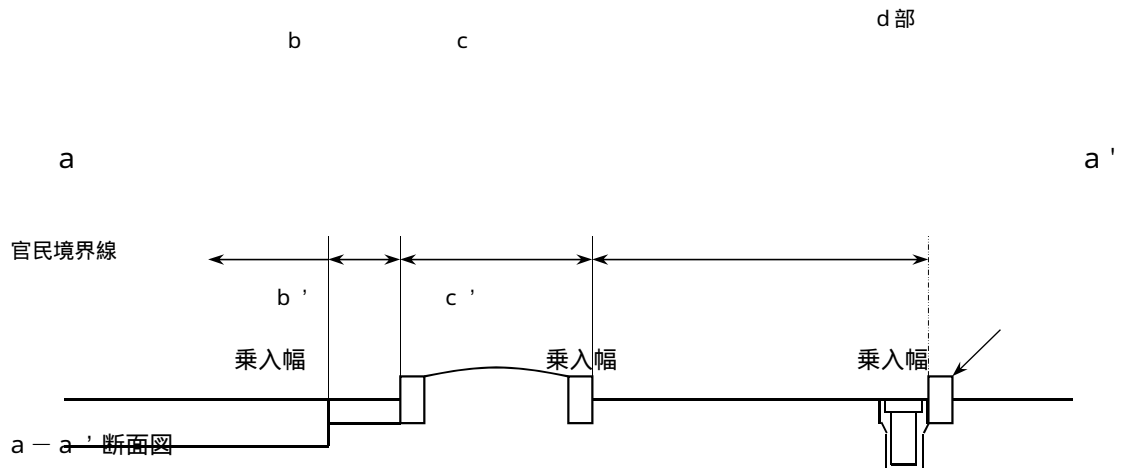
但し、申請地敷地の利用状況及び敷地間口の長さが十分でない等、特殊な事情がある場合は、別図-4の1のとおりとします。

なお、1申請について通路を2箇所設ける場合、A型通路にあつては外側線で10m以上、B型通路にあつては官民境界線で5m以上の間隔をとってください。別図-4の2を参照。



マウンドアップ方式の歩道等に通路を設けることで、隣接する通路との間の縦断方向の平坦部分を十分確保できなくなり、車いす使用者等の通行に支障をきたす恐れがある場合には、当該通路の申請者と道路管理者が調整の上、歩道部と乗入れ部の高さを同じくするよう努めるものとする。

【参考図】



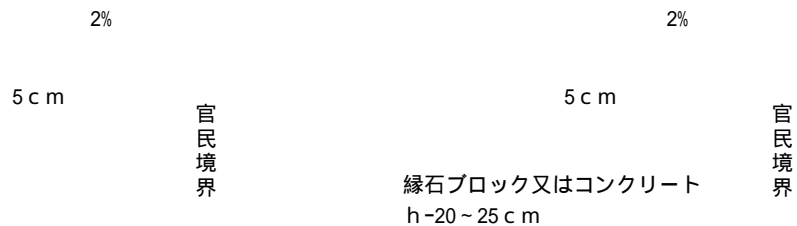
隣接地との通路の間隔が近い場合、平坦部分が短く歩道が波打ち車いす使用者等の通行に支障をきたす。

波打ち部分

隣接する通路との間の波打ち部分を通路と同じ高さにすることによって、平坦部分を確保する。

b - b' 断面図

c - c' 断面図



d部詳細図

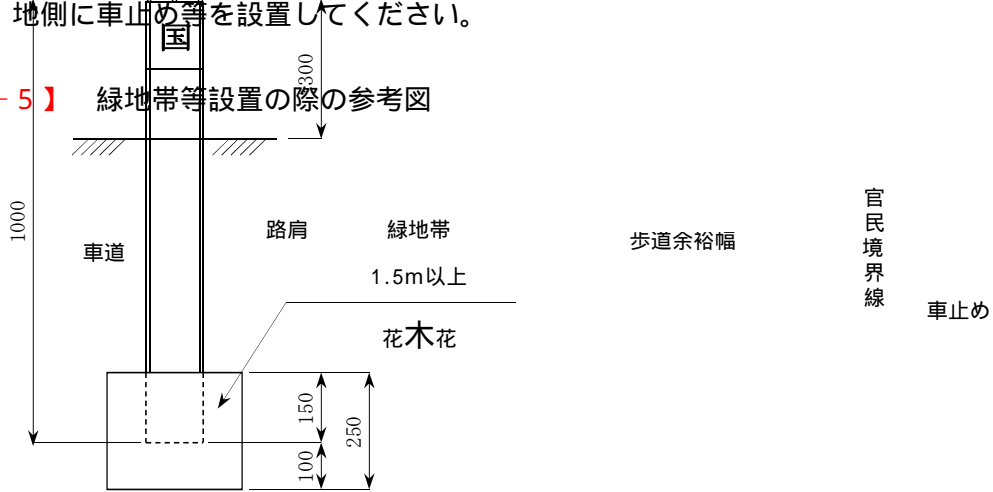
縁石ブロック又はコンクリート

h-20~25cm

(4) 緑地帯等の設置について

- 1) 通路部以外の箇所を盛土若しくは切土する場合、通路部以外の通路敷地は、可能な限り緑地帯を設けてください。
- 2) 歩道設置計画のある場所については、歩道余裕幅を官民境界線に沿って確保するものとします。(余裕幅は2mを基準とします。)
- 3) 路肩の幅員は、前後の幅員を考慮してください。
- 4) 民地側と官地側の地盤高が面一になる場合は、出入口部を除き、官民境界線に沿って民地側に車止め等を設置してください。

【別図-5】 緑地帯等設置の際の参考図

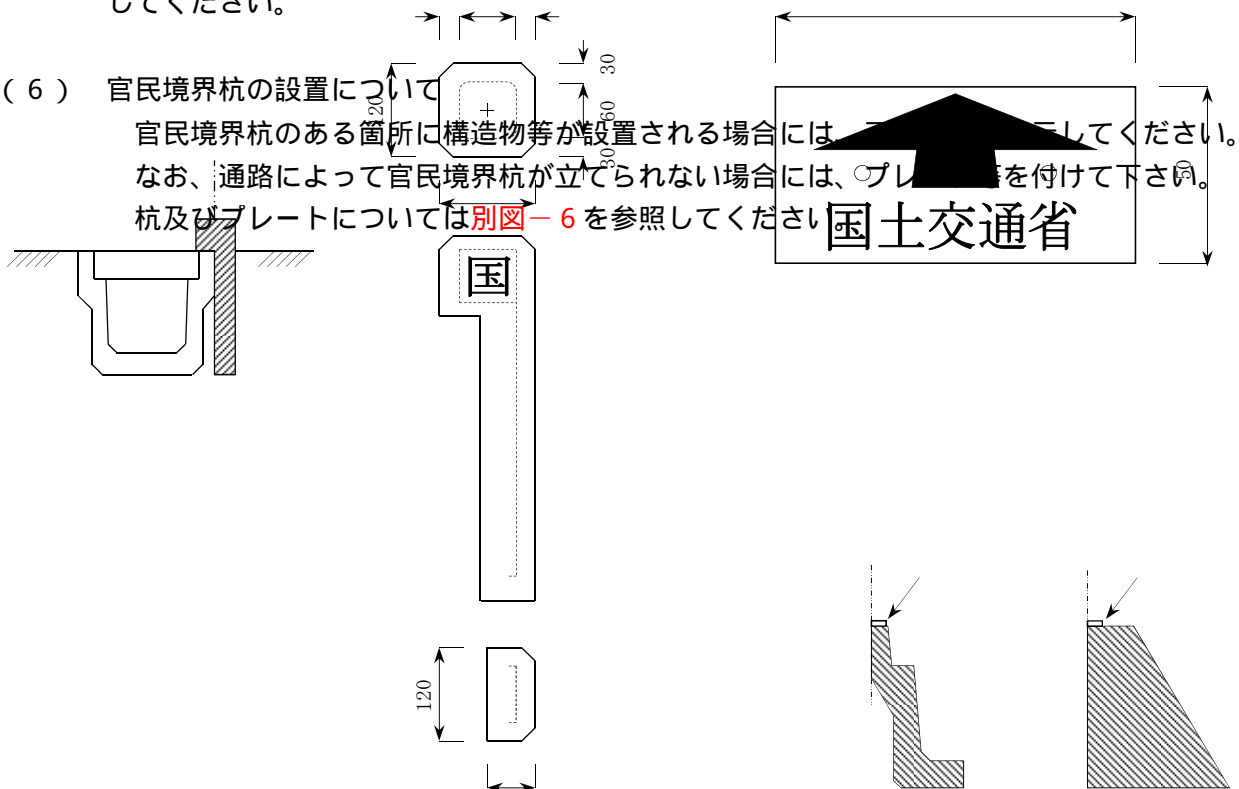


(5) 民地が舗装されていない場合について

民地が申請後も舗装されずに使用される場合は、官民境界線から1m程度民地側も舗装してください。

(6) 官民境界杭の設置について

官民境界杭のある箇所に構造物等が設置される場合には、**国土交通省**を付けてください。なお、通路によって官民境界杭が立てられない場合には、プレート等を付けて下さい。杭及びプレートについては別図-6を参照してください。



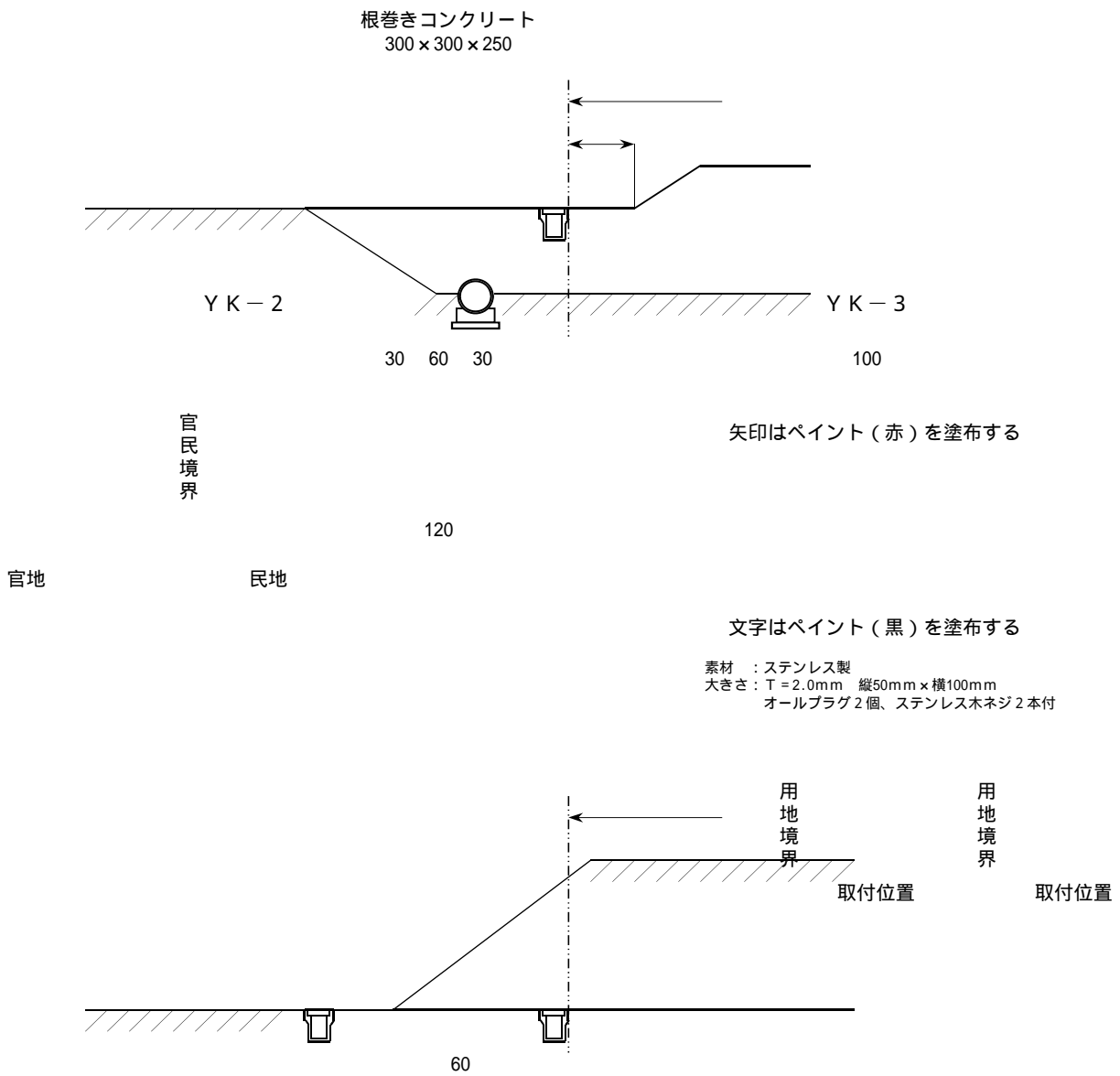
【別図－6】 境界杭及びプレートについて

設置場所、沿道状況等を勘案して、下記により選定すること。

Y K－1・・・沿道開発等の影響を受けない場所。

Y K－2、Y K－3・・・市街地や構造物の箇所。

Y K－1（必要に応じて地面から出す長さを減ずる事ができる。）

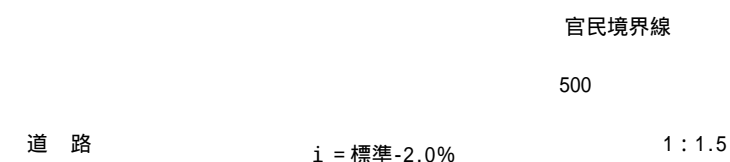


4. 車両乗入れ部以外（法面埋立てや切り取り等）の場合について

（1）一般施工について

- 1) 民地の切土若しくは盛土の施工高は、その目的によって決められるものですので、その法尻は民地内に納まるようにしてください。
- 2) 切土、盛土の施工高及び縦横断勾配は、原則として当該道路の計画を勘案したうえでの構造及び勾配に整合をとってください。
- 3) 盛土の場合は、良質土で盛土してください。
- 4) 通路以外の場所から自動車の出入りをするおそれのある場合は、駒止め等を設置して、通路口以外からの出入りが出来ないようにしてください。
- 5) 法面埋立ての末端が段落ちとなる場合等、請願工事の施工によって一般交通に危険が生じるおそれがある場合には、これを防止するために必要な安全施設を設置してください。

【別図－7の1】 盛土の場合の参考図



- 6) 法面切り取りの場合、民地の切り取り断面及び構造が、崩壊や落石等により、道路に危険を及ぼさない構造としてください。
- 7) 切り土する場合において発生する土砂（道路敷の分）は、道路管理者の指示する箇所に運搬・処理してください。こういった土砂は再利用しています。
但し、発生土砂量が少量（500m³未満等）で、この請願工事等に利用できる場合には、この限りではありません。
なお、不良土で盛土等に利用できない場合は別途指示しますのでご相談ください。

【別図－7の2】 切土の場合の参考図



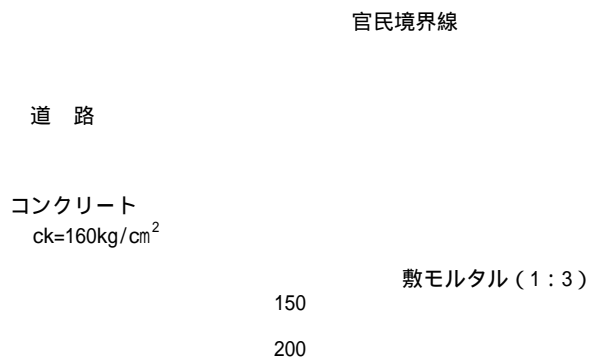
(2) 埋設物の処理等について

- 1) 盛土によって従来の側溝を埋める必要がある場合は、用排水機能に支障を与えないか、用排水路の管理者等がないかを調べて、あれば申し出て許可を取るなどしてください。
従来の用排水施設を置き換える場合には、在来の用排水路機能に支障を与えないよう、十分な断面と強度を有する構造物（管渠や函渠等）にしてください。
なお、在来の構造物の補強等を行って機能を確保する場合には、道路管理者に相談してください。
- 2) 埋設する管渠等の構造物の延長が20m以上にわたる場合は、延長の15～20m毎に、清掃用のマンホール若しくは集水柵を設置してください。
但し、前後の既設マンホール等の位置を考慮して配置してください。
- 3) 構造物を設ける場合には、前後の接続等を十分考慮して敷高延長を決めてください。

(3) 側溝の設置について

- 1) 官民境界沿いの官地側に、U型、L型又は半円形等の側溝を配置してください。
但し、既存の側溝があって二重側溝になる等、道路管理上不都合が生じる場合はこの限りではありません。この時、必要に応じて地先境界ブロックを設置してください。

【別図－8】 地先境界ブロック



なお、種類、構造及び勾配等については、隣接地区における状況を考慮したうえで、道路管理者側で指示します。

- 2) 側溝がある場所を通路として使用する場合は、道路管理者の指定する側溝蓋を設置してください。
 - 3) 民地側に降った雨水や生活排水等は、道路の路面排水施設には流入させないでください。
 - 4) 基本的には、側溝から暗渠に接続する際には、集水柵を設置してください。
- (4) 官民境界杭の設置について
官民境界に沿ってコンクリート側溝を設置した場合でも、境界杭等によって敷地を明確にしてください。

(5) 環境上の配慮等について

法面切り取り及び埋立の場合については、路肩保護のため、前後の状況を勘案したうえで、必要に応じ車道端から側帯に相当する幅を車道舗装と同じ厚さとし、その外側については、不法駐車やゴミ捨て等の道路環境を著しく害することのないよう、花壇や緑地帯等を設ける等してください。

5. その他の請願工事について

前項以外の請願工事については、道路構造令の他、道路管理者がその工事を行う場合の技術基準等で判断します。

6. 当局工事との同時施工について

当局において施工する歩道工事等の道路工事（以下「当局工事」という。）と合わせて請願工事が行われるような場合は、原則として当局工事と同時施工となります。

- 1) この請願工事を希望する方に不均衡が生じないように調査することがあります。
- 2) 申請工事の申請に伴い、当局工事の設計構造に変更が生じますので、その構造変更による増加工事に要する費用については、この請願工事申請をされる方と当局工事の請負業者と契約をすることになります。
- 3) 申請の際には、申請者負担分と当局負担分を色分けし、通常どおり申請してください。

7. 財産等の取扱いについて

(1) 発生物件の処理

請願工事の施工によって道路敷地内から発生する物件等（防護柵、境界ブロック若しくは土砂等。以下「発生材」という。）は道路管理者に帰属するものです。

発生材の処理については、道路管理者の指示に従ってください。

なお、工事完了後、有価値の発生材については別紙－7に取りまとめて記入し、道路管理者に提出してください。

(2) 発生土砂の売り払い

「5.(1)－7)」で道路管理者で指示するのですが、道路管理者等で処理できない場合には、申請者若しくは申請者以外の者から買い受けたい旨、申し出があったときは、適正な価格で売り払う事もあります。

なお、土砂の払い下げを希望される場合は、別紙－8を作成し、提出してください。

(3) 土地の交換

この申請の対象となる国道隣接地の官民境界線が、法長の長短等により一様でない場合等、国道の不用物件と民地等を交換できることがあります。

但し、将来の道路工事計画等の用地確保、効率的使用又は道路管理者に良好な管理を図ることができる場合に限りです。

(4) 土地の寄付等

請願工事によって設けられる施設等が、在来からの道路と一体として道路管理者で管理する必要があり、道路管理者がその土地の権原を取得する必要がある場合で、申請者が寄付しても良いと希望されるのであれば、寄付を受けることがあります。

この時は、申請書に寄付する旨記入し、寄付部分の分かる書類を添付してください。

8. 道路予定区域の場合について

道路予定区域ので当該申請については、以下の項目等を総合的に勘案して判断します。

その際、道路工事の施工上著しい支障を及ぼさない場合には許可することもあります。

- ・ 当該道路工事の施工期間
- ・ 当該道路予定区域の権原の取得の時期及び方法
- ・ 当該道路予定区域の形質変更又は当該工作物の新築等の内容及び期間
(構造や移転除却の難易度等を含めて検討します。)
- ・ 当該道路予定区域の従来の利用方法

なお、通常の管理行為、軽易な行為若しくはその他の行為で以下に掲げる場合には、原則として許可する方向で検討しています。

- ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う、工作物の大規模修繕等並びにこのために行う土地の形質変更。
- ・ 法令又はこれに基づく処分による、義務の履行として行う工作物の新築等又は土地の形質変更。
- ・ 既存の工作物の管理のために必要な土地の形質の変更。
- ・ 現に農林漁業を営む者が農林漁業を営むために必要な土地の形質の変更。

9. 変更申請について

当初の申請が承認された後に、申請者が諸事情により承認内容と異なる工事を施工する必要がある場合や、申請書に記入した期間内に工事が完了できない場合は、承認申請に準じて変更申請を提出してください。

なお、変更申請は当初の申請書に記入した期間が終わる前までに承認が得られるよう、早めに申請してください。

提出図面は変更の内容が明らかになるように原則として次の色別で表示してください。

- ・ 変更増 ... 濃い赤色
- ・ 変更減 ... 緑色

書類等の記載は、変更内容に応じて関係する事項を「元」と「変更」の2段書きするか、摘要欄に変更内容が分かるようにしてください。

工期の延期に関しては、工程上の事情や気象条件等によりやむを得ない場合にだけ認められます。

工期延期の申請書は別紙－9を使用してください。

10. その他の工事について

この手引きに記載されていない特殊な施工等については、道路構造令の他、道路管理者がその工事を行う場合の技術基準等に基づいて決定しますので、ご相談ください。

11. 承認を受けた後・保安施設について

(1) 提出書類・検査について

- ・ 別紙様式一覧表に従って道路工事着手届(別紙－10)を提出してください。
- ・ 承認工事の現場には、道路請願工事承認標示板(別紙－11)を見やすい位置に掲示してください。
- ・ 承認工事が完成した場合は、道路工事完成届(別紙－12)を提出してください。
それを受けて道路管理者で工事の完成検査を行います。検査の結果、申請内容等に適合しない場合は、当該不適合箇所の是正をしていただきます。その上で再検査を行います。

(2) 保安施設の設置について

別紙－1にある「安全対策図」で設置状況は提出していただいているはずですが、工事施行箇所には、円滑な道路交通と、現場作業員の安全を確保するため、必ず別添－1の保安施設設置基準に従って保安施設を設置してください。

12. 承認の取り消し、申請取り下げについて

- ・ 申請の承認後、申請者の事情により施工しないこととなった場合は、未着手等、道路管理上支障がないと道路管理者が認めた場合には、取下書(別紙－13)を提出してください。
- ・ 道路管理者が申請を受け付けた後、承認の前に施工しないこととなった場合は、取消申請書(様式任意)を提出してください。

13. 監督処分等

工事工程が遅延している場合など、出張所から促進の指示や督促状が出される場合があります。それでも工事が進まない場合は、警告書が出されます。

これらの後もなお更正されない場合には、道路法第71条の規定により、工事中止命令、現状回復命令又は承認取り消し等の処分が行われます。

【参考資料】 国道沿いの建物の法的規制及び整備計画について

1. 民家に類するもの

民法第234条に「建物を建造するには、境界線より50cm以上の距離を存することを要す～」と規定されています。これは、建物の壁の外側と境界線との間隔が50cm以上で、さらに軒先が境界線から隣接地に出ることを規制しているものです。

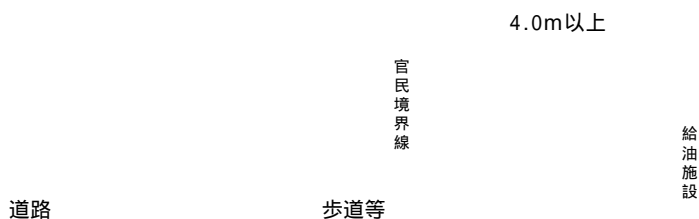
また、建築基準法第6条に「都市計画区域内の防火地域又は準防火地域内にある建築物で外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣接境界線に接して設けることができる。」旨の規定があるので、前記の隣接境界線は、官民境界線についてもこれを準処してください。



2. ガソリンスタンドに類するもの

ガソリンスタンドについては、危険物の規制に関する法令（昭和34年9月26日政令第306号）17条にある給油所取扱所の基準の8項に「固定給油施設は道路境界線から4.0m以上、隣地境界線及び建築物の壁から2.0m以上の間隔を保つこと。但し、給油取扱所の建築物の開口部のない壁からの間隔は1.0m以上とすることができる。」とあります。

したがって、固定給油施設の位置は、道路境界線（官民境界線）から4.0m以上離して設置してください。



なお、民地側から流出する汚水や汚油等は、民地側に排水溝及び沈殿槽等を設けて処理してください。

流末については、道路用側溝に流入させないでください。

3. 小売店舗等に類するものについて

道路敷地内での荷物の積み卸しは、一般車両及び歩行者の通行に著しい影響を与えるとともに、交通事故を誘発するおそれがあることから、設計段階から留意してください。

民地内に荷物の積み卸しができる場所を確保してください。

4. 駐車場、バス会社の車庫等について

	大規模な駐車場を有する施設の通路は、出口と入口とを個別に設ける等も検討できますが、一箇所ですむ場合には極力一箇所にしてください。
	二箇所でない場合には、その理由を書面や図面で提出してください。

請願工事申請 提出書類一覧

添付書類	確認	備	考
事業概要 工程表 位置図 (1:50,000以上 本紙)		比較的大規模なものの場合に添付。	
土地利用計画図 〔建物配置図〕 (1:500以上)		施工箇所が判別できるよう赤色で「工事申請箇所」等と記入。 建物配置図、駐車場の配置図、土地寸法記入。 ・計画平面に含めても可。 ・排水計画が分かるように図示すること。 (道路敷地に流れないような勾配又は側溝等施設が必要) ・官民境界に沿って民地側に側溝をいれる場合は側溝の縦断面図。 (勾配が確認できるように) ・敷地内に駐車場及び出入りできる敷地があるか分かるように。 ・敷地が未舗装の場合は官民境界から1m程度舗装の必要有り。 登記簿謄本と公図の写しを添付。	
謄本、借地契約書 (コピー可)		・借地の場合は前述の外に借地契約書の写しを添付。 ・土地を購入しているが、登記がまだの場合は売買契約書の写し。 ・農地から転用している際にはその申請書等の写しを添付。	
平面図 現況 (1:500以上) 計画		・官民境界線を色つきで書き入れること。 ・官民境界線を色つきで書き入れること。車道外側線部ですみきりの端から交差点までの距離を入れること。	
横断面図 現況 (1:100以上) 計画		断面を2カ所以上記入。 ・少なくとも車道部から官民境まで記入。 ・国道横断勾配、通路民地側縦断勾配、排水施設底盤値等記入。 ・歩道部で1m以上の平坦部が必要。 (1m確保できないときは全面ですりつける〔15%以下〕) ・歩道と車道の境に歩車道境界ブロックを設置すること。(高さ5cm) ・歩道の横断勾配は±2%内。	
縦断面図 (1:100～1:1,000以上) 構造図 (1:50以上)		縦断面図には、平面図との関連を明らかにして、測点、単距離、追加距離、路面高、現況及び計画水路高、横断構造図、勾配等を記入。 側溝、管渠、集水桝、擁壁、舗装構成等。 ・側溝から暗渠に変わる場合は桝が必要。	
軌跡図 施工面積計算書 (1:500以上、管地内のみ)		2箇所の場合や1種通路の場合で12m欲しい場合に添付。 面積の算出法は三斜法等による。	
数量計算書 安全対策図 現況写真 念書・誓約書		工事の種別、細別及び数量等を記載。(設計書) 「東北地方整備局保安施設設置基準」による。 朱線等で施工箇所を明示する。 別紙-2、3については、必ず添付する。	

通路は、原則として対象施設について1箇所となります。
上表記載書類の他、必要と考えられる書類を添付すること。
添付書類は2部提出すること。
施工箇所は、淡赤色にて塗色すること。

念 書

青森県 郡・市 町・字 地内の道路法
第24条に規定する工事の実施につきましては、申請が承認され、工事を施工し
完了した時は、速やかに工事の完了検査を受け、道路敷きに設けた工作物、物件
又は施設は、道路管理者に引き継ぐことを約束いたします。

また、上記地先において、将来拡幅工事等があった場合には、建物の利用方法
に変更がないこと、道路工事の施工に支障を及ぼさないことに同意いたします。

平成 年 月 日

道 路 管 理 者
東 北 地 方 整 備 局 長 殿

住 所

氏 名

印

念 書

青森県 郡・市 町・字 地内の道路法
第24条に規定する工事の実施につきましては、申請が承認され、工事を施工し
完了した時は、速やかに工事の完了検査を受け、道路敷きに設けた工作物、物件
又は施設は、道路管理者に引き継ぐことを約束いたします。

また、道路の将来計画等を説明され指導を受けましたが、当方の都合上通路を
設置いたしたく申請します。

なお、承認を受けましたときは、将来計画が実施され、工事中は勿論、完成し
て中央分離帯によって、道路が一方通行になり、分離されても、道路管理者に対
し補償の請求等、何等の異議の申し立てをいたしませんので、道路法第24条の規
定により承認されるよう願います。

平成 年 月 日

道 路 管 理 者
東 北 地 方 整 備 局 長 殿

住 所

氏 名

印

誓 約 書

今回の請願工事申請に伴い、工事完了後、国道敷地内に看板等の設置及び
工作物物件を置くなど、その他一切の違反行為をしないことを確約いたします。

平成 年 月 日

道 路 管 理 者
東 北 地 方 整 備 局 長 殿

申請人
住所
氏名

印

別紙－４ 申請地内の舗装表面水及び雑排水等の排水を隣接する用水及び排水路に流す場合に添付。
この書面は参考です。水路管理者等で指定の用紙がある場合は、それを使用してください。

平成 年 月 日

～水利組合
組合長 殿

同意書願い

記

(地先名) の農振除外及び農地転
用並びに路面排水を水利組合管理の水路に排水すること、並びに 先
水路の道路工事を施工申請することに、同意方お願い致します。

なお、利害関係者にご迷惑をかけること、苦情等及び支障が起きた場合は、
当社の責任において対処することを確約致します。

申請人 住所

氏名

印

同意書

上記の件について同意致します。

平成 年 月 日

～水利組合
組合長

印

平成 年 月 日

青森河川国道事務所
弘前国道維持出張所長 殿

申請者 住所

氏名

印

発生材納入書

平成 年 月 日付け承国東整青道管一道第 号で承認された工事
において、下記調書の発生材が生じたので納入します。

発生材調書

品名	規格	単位	数量	発生場所	摘要	等級
----	----	----	----	------	----	----

単位はキログラムとし、発生材の重量とする。

平成 年 月 日

青森河川国道事務所長 殿

申請者 住所

氏名

印

土砂払い下げ申請書

平成 年 月 日付け承国東整青道管一道第 号で承認された工事により発生する土砂を、下記のとおり使用したいので払い下げくださるよう申請します。

記

1. 使用目的

2. 使用場所

3. 土砂量

4. 添付図書 土量計算書他別添のとおり

平成 年 月 日

東北地方整備局長 殿

申請者 住所

氏名

印

承認工事施工（変更）申請書

平成 年 月 日付け承国東整青道管一道第 号で承認された下記工事について、下記のとおり延期したいので承認くださるよう申請します。

	記
1. 施工場所	一般国道 号 番地
2. 元工期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
3. 変更工期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
4. 延期の具体的理由	

平成 年 月 日

青森河川国道事務所 弘前国道維持出張所長 殿	
	住所
	氏名 印
道路工事着工届	
平成 年 月 日	付承国東整青道管一道第 号で承認を受け
た道路工事を、下記により着工するので届け出ます。	
	記
工 事 の 目 的	
一般国道 号	

工事の施工場所

(. Kp)

着工年月日 平成 年 月 日

完成予定年月日 平成 年 月 日

工事の方法 直営・請負

備 考

(注)

1. 本届出書は、記名のみで可とし、押印は必要としない。
2. 備考欄には、工事請負業者名と工事責任者を記入する。また、必要に応じて、道路使用許可書の内容について記載すること。

横50cm

道路請願工事承認標示

15cm

35cm

6
cm

縦
40
cm

承認番号

承認年月日

申請者住所

申請者氏名

工事の種別

工事期間

施工者住所

3.
5
cm
×
8

28
cm

施工者氏名	
道路管理者	国土交通省 東北地方整備局長
注	標示板の大きさは、横50cm、縦40cmの木版とし、無地又は白色地に黒書する。必要に応じ横、縦の長さを2倍まで拡大することができる。

6
cm

平成 年 月 日

青森河川国道事務所
弘前国道維持出張所長 殿

住所

氏名

道路工事完成届

下記のとおり道路法第 2 4 条工事が完成したので届け出ます。

記

承認番号及び 承国東整青道管一 第 号
年 月 日 平成 年 月 日

工事の目的

工事の施工場所 一般国道 号

(. Kp)

工 期 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

完成年月日 平成 年 月 日

(注)

1. 本届出書は、記名のみで可とし、押印は必要としない。
2. 道路地下に埋設、あるいは埋設物を撤去する工事（路面復旧まで）については、管埋設から路面復旧に至る行程ごとの写真を添付することとし（ただし、立坑が全て民地の場合は不要）、推進・シールド工事については、縦横断測定表を提出すること。

上記工事は、平成 年 月 日検査の結果、完成を確認する。

平成 年 月 日

青森河川国道事務所
弘前国道維持出張所長

【参考】別紙-13

工 程 表

平成 年 月 日

青森河川国道事務所
弘前国道維持出張所長 殿

請負者 住所
氏名

承認番号 承国東整青道管一道第 号
工 期 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

印

工 種	種 別	単 位	数 量	1	11	21	1	11	21	1	11	21	1	11	21	備 考
-----	-----	-----	-----	---	----	----	---	----	----	---	----	----	---	----	----	-----

別紙－１４ 申請地に複数の所有者がいる場合に提出する。

同 意 書

一般国道 号青森県 地内の
道路法第２４条に規定する工事の申請につきまして、下記の方を共有地の代表者
とすることに同意します。

代表書 住所

氏名

印

平成 年 月 日

道路管理者

東北地方整備局長 殿

申請人

住所

氏名

印